

第 1 6 回

総会議事録

日 時	令和 6 年 9 月 1 3 日 (金) 午後 3 時 3 0 分
場 所	山形市庁舎 1 0 階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
出	3	丹野 菊男	第3ブロック長
出	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第1ブロック長
出	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
出	17	鏈水 豊	
出	18	佐藤 清	
出	19	熊谷 智博	第4ブロック長
出	20	石川 富夫	運営委員
出	21	小松 武	編集委員
出	22	丹野 長利	
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第16回総会（定例）

日 時：令和6年9月13日（金）

午後3時30分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第 1 6 回総会（定例） 次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議第 64 号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）に係る
目標地図の素案について

5 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について

(2) 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

(3) 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

(4) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について

(5) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(6) 非農地証明の交付について

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和 6 年 1 0 月 1 1 日（金）

(2) 次回の委員調査について 令和 6 年 1 0 月 9 日（水）

7 活動報告

- (1) 農林水産大臣等への要請活動について

8 その他

- (1) 農作業賃金・機械利用料金の実態調査について
- (2) 農地利用最適化先進地研修について

9 閉 会

第16回総会議事録

(令和6年9月13日(金) 市庁舎10階 委員会開催室)

出席委員 24名

欠席委員 0名

開 会 午後3時30分

事務局	(定足数報告) 在任委員数24名中、出席委員数24名であり、総会は成立しております。 本日の傍聴人はおりません。 議長より開会及びあいさつをお願いします。
議長	(開会及びあいさつ)
議長	議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、議事録署名委員については、4番今野智夫委員、5番阿部芳徳委員にお願いし、書記に荒井主幹を任命します。議事に入ります。 議第62号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	52号について、申請者より取下げの申出がありましたので削除をお願いいたします。 案件は49号から51号と53号から54号までの計5件となります。農地の所在、申請人、申請事由等については記載のとおりです。 49号は、蔵王地区、隣接地の買受による所有権移転です。蔬菜栽培を行う予定です。 50号は、西山形地区、隣接地の買受による所有権移転です。水稻栽培を行う予定です。 51号は、東沢地区、新規就農のための所有権移転です。隣接地に転居し耕作しようとする計画で、関連案件に記載の通り、住宅建設については、併せて5条許可の申請がなされております。 委員調査を実施しております。 53号は、蔵王地区、新規就農のための所有権移転です。委員調査を実施しております。 54号は、千歳地区、経営拡張のための所有権移転です。自家用の蔬菜を栽培予定です。 以上5件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長	調査委員の報告をお願いします。 51 号について、20 番石川委員報告から報告をお願いします。
石 川 委 員	申請地等は記載の通りです。所有権移転、新規就農です。譲受人は山形市の方で、職業は[]です。申請理由は、譲受人が生活するうえで理想とする環境にある下宝沢に住宅を建設するため、土地探しを依頼した建築会社から紹介された農地の転用と併せて、隣接する対象地で自家用野菜等の栽培を行うため今回の申請に至りました。対象地の現状は、遊休農地というよりワラビ園の様な感じです。譲受人は、新規就農で、現在耕作している農地はありません。対象地での営農計画は、有機栽培および自然栽培で、人参、キャベツ、ブルーベリーなど様々な自家用野菜を栽培する予定です。譲受人は、これまで農業に従事したことはありませんが、現在、プランターでハーブ等を栽培しています。農機具の保有状況は、軽トラック 1 台と草刈機を購入しており、今後、耕運機を購入予定です。農機具は、転用後に建築する住宅敷地に保管予定です。通作距離はありません。[]と二人で、300 日農作業に従事する見込みです。地域の基準やルールに従いながら管理、活動を行い、地域の環境に配慮して営農します。また、農薬の使用方法は地域の防除基準に従うため、周辺の農地利用に支障をきたすような影響はないものと見込まれます。 土地購入費は、[]円。10 a に直すと、[]円です。 調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	53 号について、同じく石川委員から報告をお願いします。
石 川 委 員	申請地、議案書記載の通りです。新規就農、所有権移転です。譲受人の職業は[]です。譲渡人は、[]の先輩だった方です。譲受人は定年退職後にイチジクなどの栽培農家を生業とするため、令和 4 年 9 月に新規就農相談ワンストップ窓口を訪れ、イチジク栽培者の指導者として高瀬地区の方を紹介されました。このたび、以前同じ職場で働いていた譲渡人から申請農地を譲り受け、既存のキウイフルーツと合わせて、イチジク栽培の指導を受けながら遊休化している畑でイチジクを栽培するため、今回の申請に至ったものです。対象地のうち、1 筆にはキウイフルーツが植えてありますが、外 4 筆は遊休化していたことから、2 筆は譲受人が了承を得て手作業で遊休状態を解消しています。残る 2 筆については、電柱の廃材を利用したぶどう棚が倒れており、ブロックも散乱し、そのまま耕作できる状況ではありませんでした。そのため、農政課に相談し、遊休地解消の助成金を来年度、県に申し込む予定です。営農状況は、2 年ほど前から高瀬で農業研修を受けています。農機具の保有状況は、管理機 1 台、背負式噴霧器 2 台、草刈機 2 台、軽バンで運搬します。通

	作距離は、自宅から 6.2 km、車で 18 分です。農作業に従事する世帯員は、■と 2 人です。本人が 200 日、■が 60 日従事する見込みです。果樹を栽培する予定であり、農薬の使用方法は地域の防除基準に従うため、周辺の農地利用に支障をきたすような影響はないものと見込まれます。収穫物は、山形の直売所及び洋菓子店に卸す予定です。以上、調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく願います。
議 長	ただいまの説明に対して皆さんから質問、意見はありませんか。
熊 谷 委 員	遊休地解消の助成金は、市と県の両方から貰えるのですか。
事 務 局	県 4 分の 1、市が 4 分の 1 の財政支出です。委員調査の後に再度確認し、村山総合支庁にも相談しているという話です。申請は来年度になる予定で、相談を進めている状況です。
今 野 委 員	49 号、50 号の買受価格はいくらか。
事 務 局	49 号は 541 m²で、総額 ■ 円です。50 号は、998 m²で、■ 円です。
金 子 委 員	53 号の件、譲渡人はぶどう棚やコンクリートの件を知っていたのですか。
石 川 委 員	元は ■ が木の電柱の廃材を支柱にし、ぶどう棚を作っていました。譲受人はわかったうえでこの環境で農業をしたいとのことでした。
議 長	それでは、お諮りしたいと思います。議第 62 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認められますので、議第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可することに決めます。 次に進みます。 議第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	内容は、25 号から 29 号までの 5 件です。農地の所在、申請人、申請事由等については、記載のとおりです。 25 号は、楯山地区、賃借権の設定で隣接地に事務所を構える事業所の従業員・来客用の駐車場です。第 1 種農地相当と判断しています。なお、こちらは令和 5 年 3 月に農用地区域からの除外がなされた土地

	で、当農業委員会でも令和4年10月に除外について妥当である旨意見回答しているものです。 26号は、東沢地区、所有権の移転で一般住宅の建築です。第2種農地相当と判断しています。こちらについては、関連案件の3条許可申請51号の隣接地で、自宅そばで自家用野菜の栽培できる住環境をもとめて住宅用地と農地を合わせて取得しようとするものです。 27号は楯山地区、所有権移転で転用目的は飲食店店舗です。委員調査を実施しております。 28号は、千歳地区、所有権移転で特定建築条件付き売買予定地による宅地分譲(6区画)です。委員調査を実施しております。 29号は、高瀬地区、所有権の移転で個人による一般住宅の建築です。第1種農地相当と判断しています。 以上の5件について、ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長 川 村 委 員	それでは調査委員の報告をお願いします。27号について、16番川村委員から報告をお願いします。 所在地、面積、申請人、申請事由等は記載のとおりです。譲受人の職業は、[REDACTED]で飲食店を経営しています。年齢的な理由から現在の店舗を閉店し、自身の自宅に近い地域で新たに新店を出すことを計画しました。自宅の隣地区である当該地域が、飲食店が少なく地域からの需要があることを知り、地区内で用地を検討した結果、幹線道路にも近く立地に恵まれた当該地の取得に地権者より了解が得られたことから、当該地を用地とすることに決め申請に至りました。申請地は楯山駅から南西へ約430mの場所に位置する農地です。鉄道の駅の周囲500m以内の区域内にあることから、第2種農地と判断しました。当該店舗は周辺に居住するものの日常生活上必要な店舗で、集落に接続して設置されるものです。ほかに代替えできる土地もないため、やむを得ないものと認められます。被害防除対策として、汚水・生活雑排水は、公共下水道。雨水は、地下浸透。地図の南側、浸透桝に集水し処理します。造成は、盛土を行い、東側にL型擁壁を新設します。西、南側は道路に擦り付け。北側は隣接地権利者から了解を得て既存の擁壁まで隣接地も併せて造成します。以上より隣接地への排水・土砂等の流出はないと判断しました。その他の事項として、開発許可は、事前協議済みであり、見込みがあります。改良区は地区外です。土地取得費は、[REDACTED]円。1㎡あたり約[REDACTED]円、坪当たり約[REDACTED]円。土地造成費は[REDACTED]円。建築費は[REDACTED]円です。資金は[REDACTED]で確認しました。 以上、調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく願いします。
議 長 石 川 委 員	次に、28号について、20番石川委員から報告をお願いします。 申請人及び内容は記載のとおりです。転用目的は、宅地分譲、建築

	条件付きです。譲受人は、天童市に本社を置き不動産事業等を営む法人です。この度、事業収益を図るため市内落合地区内で宅地分譲を計画しました。譲受人はこれまでも同地区での販売の実績があり、販売後も同地区の需要は高いことから地区内において用地を検討していたところ、所有者と条件面について了承が得られる土地が見つかりました。当該地は、商業施設や病院にも近いため利便性もよく、閑静であることから販売地として適当であると考え申請に至りました。申請地は山形市総合スポーツセンター第一体育館から南東へ約 420m の場所に位置する農地です。土地改良事業施工地ですが、市街化区域に近接する小集団の農地であることから第 2 種農地と判断しました。第 2 種農地ではあるものの、集落に接続する場所であり、当該事業は集落に居住するための住宅建築を目的とするものです。事業計画段階で他の用地も検討されましたが、申請地に代えて他に代替えできる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。被害防除対策としては、汚水・生活雑排水は、公共下水道。雨水は、宅地内は地下浸透。なお、通路部分については浸透側溝を設置し地下浸透とする計画です。造成は盛土を行い、L 型擁壁を新設します。以上より隣接地への排水・土砂等の流出はないと判断しました。その他の事項として、開発許可は、事前協議済みであり、見込みがあります。山形市東部土地改良区からの意見書を確認しています。土地取得費は 〇〇 円。1 m²あたり約 〇〇 円。坪当たり約 〇〇 円。土地造成費は、〇〇 円。建築費は、6 棟で 〇〇 円。工作物は 〇〇 円。資金は 〇〇 円で確認しました。1 棟当たりの売買価格は 〇〇 円です。 以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ただいまの説明に対して皆さんご意見ありませんでしょうか。
丹野（菊）委員	27 号の飲食店は、何屋さんなのですか。
川 村 委 員	現在は 〇〇 ですが、そこを閉め新しい場所で、〇〇 も提供するお店です。
今 野 委 員	譲受人は何歳ですか。
川 村 委 員	〇〇 歳とうかがっています。30 年この業界にいて 〇〇 を売りにしていますが、〇〇 が大変だとのことでした。
佐 藤 委 員	28 号案件で、所有者は 1 人ですか。
石 川 委 員	所有者は 1 人です。
議 長	他にありませんか。無いようですのでお諮りします。議第 63 号につ

	いて、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認めます。議第 63 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について許可することに決めます。 次に進みます。 議第 64 号 農業経営基盤の強化に関する計画（地域計画）に係る目標地図の素案について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(各地区の地図の回覧) 追加資料をご確認ください。地図の素案の作成について、農業経営基盤強化促進法第 20 条の規定により市長から農業委員会に対して依頼があり、提出を求められているものです。 当農業委員会としては、認定農業者や認定新規就農者、認定農業者の認定は受けていないものの経営規模の大きい農業者、集落営農組織を担い手として設定し、昨年度、農業委員、推進委員の皆さまよりご参加いただいた各地区の話し合いにおいて、各地区の担い手等より伺った耕作地の状況、集落営農組織等の耕作地の状況などを基に、各地区における現時点での話し合いの結果を反映した地図を、素案の案としました。モデル地区として事業実施している南山形地区については、まるっと中間管理方式による集約状況等を目標とした地図を素案としております。各地区の地図については、回覧させていただいている通りです。 なお、この目標地図の素案につきましては、あくまでも現時点での話し合いの結果を反映したものですので、今後の話し合いを経て、必要に応じて農政課より修正等が加えられ、目標地図として作成されることとなります。 以上につきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	見て頂いた地図は、市長から提出を求められている地図の案です。この状態で提出したいと考えています。皆さんの了承が得られるか、質問・意見等はありませんか。
後 藤 委 員	地図が小さくて見えにくいので、話し合いの際には見やすい状態にして欲しいです。
事 務 局	昨年話し合いなどでは、2 分割に印刷するなどして見えやすいようにしています。
石 川 委 員	これは、現状の地図ですか。10 年後の地図ということですか。
議 長	話し合い後の、現況のままだったり、10 年後を目指していたりと地区によって異なります。この地図を基に話し合いを進め、計画策定後も毎年更新していきます。

石川委員	毎年話し合いをするのですか。
議長	そうです。
局長	地区によって異なり、南山形や南沼原ではモデル地区として集約化した地図となっている。その他は染められるところは染めていただきましたが、現況通りとなったところも多いかと思います。皆さんの話し合いを反映した地図とご理解をいただければと思います。農業委員会は素案として、市に提出いたします。それを基にまた協議を重ねて、地域の皆さんのご意見をいただいた上で、最終的に目標地図という形で計画策定時に示されるものとなります。毎年、見直しをかけていき、その際に話し合っていて、地域の農業の未来と一緒に皆さんで考えていただくということが、この地域計画の大きな柱になる考え方だと思います。今後とも皆様には、話し合いに積極的に参加して頂いて、未来の農地を考える取り組みをお願いしたいと思います。
阿部委員	新聞紙上等で、箱物を立てたい場合は地域計画に盛り込まないと、予算措置や補助が出ないというような記事が書かれていましたが、そのことについてはどうなのでしょう。例えばライスセンターを作りたいという場合です。
事務局	農業用施設のことでしょうか。補助金によっては地域計画と連動する形になるかと思います。農業用施設とそれ以外の転用では、取り扱いが変わってくるかと思います。タイミングも含めまして、実施する前になるか後になるか、いずれにしても計画等の中に反映した形で地域計画を変更していく必要があると伺っております。
阿部委員	基盤整備をしたいという計画があれば、そういうことも載せたほうがいいということですね。例えば、斜面になってるところをなだらかに平らにするというふうにしたい時。
農政課	地域計画にそこまで具体的に載せるところはないです。地域の文言のところに、区画整理を検討していくと書いておいていただければ。国の手続きはまだはっきりされてないところがあります。おそらく補助金になれば地域計画で定められてること、と載せられると思います。具体的にこの番地こうするとか、誰々さんがここに小屋を建てる、と地域計画に載せませんので、そういうものがあつたときは柔軟に変更しながらになると思っています。
長澤委員	白地に色が染まっていないところがありますが、今後、例えば白地が黄色になれば望ましいなどのように順次色を染めていきたいと思います。

農 政 課	私たちの理想や希望で色を染めることもできるが、それでは所有者の意向などが反映されなくなってしまうので、まずはきっちり固まったところから染めていきたいと考えてます。
長 澤 委 員	各地区で話し合い等するときに、誰々がここから使う、OKとなればそこで順次染めていくという形で進めていくことでよいのか。
農 政 課	もちろんそれが理想です。そのために、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
議 長	それではお諮りします。議第 64 号について、案のとおり提出することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第 64 号 農業経営基盤の強化に関する計画(地域計画)に係る目標地図の素案について、案のとおり提出することに決します。 これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事 務 局	報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理については、84号から107号まで24件を受理しております。 報告事項(2)、農地法第4条届出書の受理については、11号から15号まで5件を受理しております。 報告事項(3)、農地法第5条届出書の受理については、26号から34号まで9件を受理しております。 報告事項(4)、農地法第18条第6項の規定による通知の受理は、145号から149号まで、5件を受理しております。 報告事項(5)農地法第5条の規定による許可については、16号から23号の4件について許可証を交付しております。 報告事項(6)非農地証明の交付については、3号の1件について証明書を交付しております。
議 長	次に6連絡事項について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(1) 次回の総会(定例)について：令和6年10月11日(金) (2) 次回の委員調査について：令和6年10月9日(水) 調査委員は、17番鎌水豊委員、19番熊谷智博委員となります。
農 政 課	(農政課より地域計画関連の資料配布、事務連絡)
議 長	次に7活動報告について、事務局よりお願いします。

事 務 局	(農林水産大臣等への要請活動についての資料説明)
森 田 委 員	(農林水産大臣等への要請活動についての報告)
議 長	次に8その他について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(1) 農作業賃金・機械利用料金の実態調査について (資料により内容説明) (2) 農地利用最適化先進地研修について (資料により内容説明)
議 長	他にありませんか。何もなければ、これで第16回総会を終了します。 (閉会午後5時00分)

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

